



【請願趣旨】

コロナ禍や物価上昇、ウクライナ危機が日本経済に影響を与える中、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。実施されれば、消費税の仕入れ税額控除の要件として、税務署から付番された登録番号が記載されたインボイスがなければ控除が認められなくなります。

売り上げ1000万円以下の小規模事業者やフリーランスにとっては、課税事業者となって新たな消費税負担を強いられるか、インボイスを発行できず取引から排除されるか、厳しい選択が迫られます。また、課税事業者にとっても事務負担の増大や取引慣行の混乱など大きな影響が予想されます。長引くコロナ禍において、事業継続・雇用維持に懸命に取り組んでいる地域中小業者に対し、インボイスの導入でさらなる負担を強いることになれば、経営意欲を失い、廃業が増加し、経済再生を阻害することにつながりかねません。「日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全建総連、中小企業家同友会、日本税理士会連合会、全国青年税理士連盟、全国青色申告会総連合、税経新人会全国協議会、全国商工団体連合会」などの中小企業団体や税理士団体も「中止」「延期」「凍結」を表明し、現状での実施に懸念の声をあげています。全国では100を超える自治体が、国に対しインボイス延期、中止などを求める意見書を採択しています。滋賀県内では、野洲市・甲賀市・東近江市が採択しました。

新型コロナ危機を克服し、地域経済を支える中小事業者の存続と再生のためにも、インボイス制度の実施中止を国に求めてください。

以上の趣旨から下記事項について請願します。

【請願事項】

- 一、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を採択し、政府に送付していただくこと